

許可番号05821098885号

産業廃棄物処分業許可証

住所 神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目3番地8
氏名 株式会社アイダスト
代表取締役 杉山 哲平

この住所にて掲載したもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4（委託契約書に添付すべき書類）には該当しません。
また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

横須賀市長 上 地 克 明



許可の年月日 令和 6年 1月 28日

許可の有効期限 令和11年 1月 27日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

(1) 事業の区分

中間処理（破碎、破碎・選別）

(2) 処分内容別取扱う産業廃棄物の種類

別紙のとおり

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

別紙のとおり

3. 許可の条件

(1) 廃棄物の保管を行う場所の所在地等

別紙のとおり

(2) 廃棄物の搬出入等については、周辺的生活環境に支障が生じないように実施すること。

(3) 廃棄物の処分にあたっては、事業計画書に記載のとおり実施すること。

(4) 火災発生等の事故防止管理を徹底し、非常時における消火設備等緊急連絡網を密にすること。

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 6年 1月28日 許可の更新

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ (無)

別紙

処分内容別取扱う産業廃棄物の種類

- 破碎に係るもの 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
- 破碎・選別に係るもの 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

事業の用に供するすべての施設

- (1) 施設の種類：破碎施設
施設場所：横須賀市長坂二丁目300番46
設置年月日：平成31年1月21日
処理能力：4.95 t/8 h（廃プラスチック類）
4.24 t/8 h（紙くず）
4.99 t/8 h（木くず）
2.13 t/8 h（繊維くず）
9.84 t/8 h（金属くず）
10.47 t/8 h（ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず）
4.86 t/8 h（がれき類）
4.40 t/8 h（建設系混合廃棄物）
- (2) 施設の種類：破碎・選別施設 ※破碎機は(1)と同一施設
施設場所：横須賀市長坂二丁目300番46
設置年月日：平成31年1月21日
処理能力：930.56 m³/8 h

許可の条件

保管を行う場所に関する事項

廃棄物の保管を行う場所の所在地等は、次に限る。

所在地：横須賀市長坂二丁目300番46（建屋内）

面積：21.44 m²

保管する廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類

保管上限：16 m³

積上げ高さ：-